

令和7年小田原警察署自転車指導啓発重点地区



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

① 中里地区

【選定理由】

- ・ 大規模ショッピングモールがあり、買物の他、通勤通学等での自転車利用者が多く、**歩道通行や一時不停止の自転車が多い。**
- ・ **自転車関連事故が多発**（令和6年中10件）

② 扇町地区

【選定理由】

- ・ 過去3年間における同地区内での**自転車関連事故が多発**（令和6年8件、過去3年累計24件）
- ・ **自転車利用者のルール違反やマナー**についての要望多数

③ 栄町地区

【選定理由】

- ・ 小田原駅周辺地域であり、通勤・通学、買物等での**自転車利用者が多く、歩道通行や一時不停止の自転車も多い。**
- ・ **自転車利用者のルール違反やマナー**についての要望多数

よく見られる自転車利用者の違反形態

- 車道の右側を通行
- 携帯電話やイヤホンを使用しながらの運転
- 交差点等での一時不停止
- 無灯火



★自転車利用安全五則★

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は車道の左側を走行することが原則です。自転車が通行できる歩道の場合でも、歩道の車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が安全に通行出来るようにしましょう。

2 交差点では信号と一時停止を守って安全確認

事故の大部分が交差点で発生しています。見通しの悪い交差点や一時停止場所では、必ず一時停止して安全確認をしましょう。

3 夜間はライトを点灯

夜間は自分も相手も見えにくい状態になっているので、早めにライトを点灯して自分や相手の存在が分かるようにしましょう。

4 飲酒運転は禁止

酒気を帯びた状態で自転車を運転することは絶対に止めましょう。

5 ヘルメットを着用

ヘルメットの着用は努力義務化です。交通事故被害軽減のためにも着用しましょう。